

介護保険事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 介護認定情報等に関する Q&A について

介護認定情報・介護認定申請書の改正に関して、いくつかお問い合わせをいただきました質問をまとめましたので、お知らせします。

### 【介護認定情報について】

**質問** 審査会の開催日は問い合わせでもよいか。

**回答** 審査会の開催日については回答いたします。

**質問** 要介護か要支援かどうかは問い合わせでもよいか。

**回答** 要介護か要支援の区分については回答いたします。

**質問** どんな理由で変更したのか。

**回答** 平成 27 年 5 月 25 日付け事務連絡にてお願いしたとおり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に照らし合わせた場合、顔の見えない相手に対して情報を開示することは適切でないことと、開示の履歴を残すために今回変更をさせていただきました。

**質問** 窓口での回答もしないとのことだが、居宅の届出がされている場合も回答されないのか。

**回答** 情報提供の申出がされた際にお知らせできるよう様式を一部変更し対応させていただきます。情報提供の申出書の様式は、別添 1 のとおり変更いたします。

**質問** 被保険者によっては保険証を捨てたり、無くしたり、家族の理解が得られないなど確認が困難な方もいるのですが。

**回答** 基本は、要介護等の情報は被保険証で確認するものですが、困難ケースについては随時対応させていただきます。お困りの際はご相談ください。

**質問** 月末までに介護度が把握できないと、ケアプランが立てられないのですが。

**回答** ケアプランは、法律上はサービスの要件ではなく、サービスを現物給付化する手段として介護保険法に位置づけられていますが、認定が遅れた場合など暫定的にケアプランを作成して現物給付化できるよう制度施行時の全国課長会議や QA で暫定ケアプランとして認められていますので、暫定ケアプランで対応をしてください。

**質問** 他市では教えているのでは。

**回答** 今回の運用変更にあたり、他市の状況を確認しましたが、本市のような対応をしている市はありませんでした。

## 【介護認定申請書の様式変更について】

**質問** しばらくの間は旧様式も使えるとのことですが、しばらくとはいつまでか。

**回答** 特にもうけてはおりませんが、新様式でのご提出をお願いします。

**質問** 申請者欄がわかりにくいのですが。

**回答** 大変申し訳ありません。家族等が申請する場合は、申請者名、本人との関係、申請者住所欄を記入します。代行申請の場合は、提出代行者名称及び住所欄のみ記入してください。

**質問** 提出代行業者欄が狭いのですが。

**回答** 印刷物を改善してまいります。データに直接入力されている場合は、適宜行を調整していただければと思います。

**質問** 裏面について、駐車場がない場合はどのように確保するのか。

**回答** 調査で訪問する際、車で訪問するため、できる範囲で確保、または指示をいただければ助かります。特に駐車禁止区域の場合は駐車できないので、駐車ができる広い道路が〇〇にあるなどのご指示でもいただければ大変有難いと思います。どこかを借上げたり、駐車料金を負担してほしいとかいう意味合いでは決してありません。

**質問** 調査の日程について、平日の月曜日から金曜日と記載されているが、調査の委託事業者では土曜日も行っているところがあるので、訂正した方がよいのでは。

**回答** 土曜日の認定調査を行っている委託業者は5社あります。委託先に確認いたしましたが、土曜日の営業は行っておりますが、できるかぎり平日に受けたいというご希望もありましたので、そのような表記になっております。